

令和5年第2回定例会 提出議案件名一覧表

認 定 第 6 号	令和4年度三重県一般会計歳入歳出決算
認 定 第 7 号	令和4年度三重県債管理特別会計歳入歳出決算
認 定 第 8 号	令和4年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算
認 定 第 9 号	令和4年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 10 号	令和4年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 11 号	令和4年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 12 号	令和4年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
認 定 第 13 号	令和4年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 14 号	令和4年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 15 号	令和4年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
認 定 第 16 号	令和4年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算
認 定 第 17 号	令和4年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

令和5年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その8)

区 分	件 名	概 要																	
◎予算 (15件) 総務部	【議案第 31 号】令和5年度三重県一般会計補正予算(第4号) (補正額 約▲91億円) 【議案第 32 号】令和5年度三重県県債管理特別会計補正予算(第1号) (補正額 約6億円) 【議案第 33 号】令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約36億円) 【議案第 34 号】令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約6億円) 【議案第 35 号】令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲1億円) 【議案第 36 号】令和5年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約20万円) 【議案第 37 号】令和5年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約3千万円) 【議案第 38 号】令和5年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約3千万円) 【議案第 39 号】令和5年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約4千万円) 【議案第 40 号】令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲2百万円) 【議案第 41 号】令和5年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) (補正額 約4百万円) 【議案第 42 号】令和5年度三重県水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲13億円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>15 件</td> <td rowspan="5" style="border: none; padding-left: 10px;">】 議案37件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>19 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>0 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	15 件	】 議案37件	条 例	3 件	その他議案	19 件	認 定	0 件	報 告	3 件	提 出	0 件		計	40 件	
予 算	15 件	】 議案37件																	
条 例	3 件																		
その他議案	19 件																		
認 定	0 件																		
報 告	3 件																		
提 出	0 件																		
計	40 件																		

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	<p>【議案第 43 号】令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲3億円)</p> <p>【議案第 44 号】令和5年度三重県病院事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲1億円)</p> <p>【議案第 45 号】令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第1号) (補正額 約▲20億円)</p>	
◎条例案 (3件) 総務部	<p>【議案第 46 号】 三重県行政手続等における 情報通信の技術の利用に関 する条例の一部を改正する条 例案</p>	<p>行政手続における県民の利便性の向上及び事務の効率化を 図るため、電子情報処理組織による申請等についての規定を整 備するものである。 (令和6年1月15日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用して行う申請等の手数料の納付の方法につ いて、他の条例等の規定にかかわらず情報通信の技術を利用する方法で あって規則で定めるものをもって行うことができることとする。</p> <p>(2) その他関係条例の規定を整備する。</p>
総務部	<p>【議案第 47 号】 三重県新型コロナウイルス感 染症対応中小企業者等金融 支援臨時基金条例の一部を 改正する条例案</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源と する三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融 支援臨時基金について、基金に係る事業の実施期間を令和10 年度末までとするため、条例がその効力を失う日を令和11年3 月31日までに実施された事業の精算が完了した日に延長する ものである。 (公布の日から施行)</p>
防災対策部	<p>【議案第 48 号】 三重県消防、火薬、高圧ガス 及び電気関係手数料条例の 一部を改正する条例案</p>	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に 鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 貯蔵施設等設置許可に係る完成検査手数料において完成検査の特例 に係る規定を加える。</p> <p>(2) その他規定を整理する。</p>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (19件) 総務部	【議案第 49 号】 当せん金付証票の発売について	公共事業等に要する経費に充てるための宝くじを発売することについて、発売総額及び発売時期を定める。 ○ 発売総額 令和6年度 160億円以内
県土整備部	【議案第 50 号】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	令和5年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 51 号】 工事請負契約について</p>	<p>主要地方道伊勢磯部線(恵利原橋)橋梁耐震対策(上部工)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 志摩市磯部町恵利原 地内 ○ 契約金額 685,190,000円 ○ 契約方法 一般競争入札 ○ 請負者住所氏名 松阪市大津町1607番地の1 宇野重工株式会社 代表取締役 宇野 雄介 ○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼単純下路式ランガー桁橋) L=86.5m

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 53 号】 工事請負契約の変更について</p>	<p>一般県道一志出家線(中川原橋)道路改良(橋梁上部工)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 津市庄田町 地内 ○ 契約金額 変更前 1,292,500,000円 変更後 1,394,554,700円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 松阪市大津町1607番地の1 宇野重工・JFEエンジニアリング特定 建設工事共同企業体 代表者 宇野重工株式会社 代表取締役 宇野 雄介 ○ 工事の概要 橋梁上部工(鋼6径間連続非合成鈹 桁橋) L=337.0m

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 54 号】 工事請負契約の変更について</p>	<p>一般国道167号(磯部BP)道路改良(恵利原五知トンネル(仮称))工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 志摩市磯部町恵利原～志摩市磯部町五知 地内 ○ 契約金額 変更前 7,726,794,900円 変更後 7,833,800,700円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市栄町1丁目864番 前田・稲葉・磯部特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社 三重営業所 所長 水野 裕史 ○ 工事の概要 トンネル工 L=1,823.0m 道路工 L=177.0m

区 分	件 名	概 要
農林水産部	【議案第 55 号】 損害賠償の額の決定及び和解について	令和5年5月12日、農業研究所敷地内において、農業研究所(基盤技術研究室)職員が草刈り機にて除草作業中に小石が飛散し、付近に駐車していた車両のフロントガラスを損傷した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 154,616円
県土整備部	【議案第 56 号】 損害賠償の額の決定及び和解について	令和3年11月14日、南牟婁郡御浜町の阿田和地区海岸において、海岸利用者が階段状堤防に生じていた窪みに足を取られ転倒し、左足首を骨折した事故について、損害賠償の額を次のとおり決定し、これに伴う和解をするものである。 損害賠償額 143,170円

区 分	件 名	概 要
農林水産部	【議案第 57 号】 和解について	<p>四日市農林事務所発注の建設工事における予定価格の誤りに係る損害賠償請求事件について、県は裁判所の和解勧告を受けて、訴訟上の和解を行うものである。</p> <p>和解金 1,950万円</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【議案第 58 号】 特定事業契約の変更について</p>	<p>鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 鈴鹿市住吉町 地内 ○ 契約金額 変更前 4,770,405,068円 変更後 5,025,940,533円 ○ 事業期間 令和4年3月24日から令和23年3月31日まで ○ 契約方法 随意契約 ○ 契約の相手方 鈴鹿市矢橋一丁目23番4号 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社 代表取締役 益田 直樹
地域連携・交通部	<p>【議案第 59 号】 三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者 <ul style="list-style-type: none"> 所在地 鈴鹿市御園町1669番地 名称 三重県スポーツ協会グループ 代表者 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定 ○指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

区 分	件 名	概 要
地域連携・交通部	<p>【議案第 60 号】 三重県営松阪野球場の指定 管理者の指定について</p>	<p>三重県営松阪野球場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営松阪野球場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 鈴鹿市御菌町1669番地 名称 公益財団法人三重県スポーツ協会 代表者 理事長 木平 芳定</p> <p>○指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
地域連携・交通部	<p>【議案第 61 号】 三重県営ライフル射撃場の指定 管理者の指定について</p>	<p>三重県営ライフル射撃場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営ライフル射撃場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 津市大門10番1号 名称 三重県ライフル射撃協会 代表者 会長 中村 孝夫</p> <p>○指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
農林水産部	<p>【議案第 62 号】 三重県地方卸売市場の指定 管理者の指定について</p>	<p>三重県地方卸売市場の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県地方卸売市場の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 松阪市小津町800番地 名称 みえ中央市場マネジメント株式会社 代表者 代表取締役 仲川 惠三</p> <p>○指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
県土整備部	<p>【議案第 63 号】 三重県流域下水道施設の指 定管理者の指定について</p>	<p>三重県流域下水道施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県流域下水道施設の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 松阪市高須町3922番地 名 称 公益財団法人三重県下水道公社 代表者 理事長 真弓 明光</p> <p>○指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 64 号】 三重県営住宅(北勢ブロック)の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営住宅(北勢ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅(北勢ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 鈴鹿市寺家町1085番地の1 名 称 鈴鹿亀山不動産事業協同組合 代表者 代表理事 鈴木 基幸</p> <p>○指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 65 号】 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢伊賀ブロック)の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢伊賀ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢伊賀ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 名張市鴻之台2番町19番地 名 称 伊賀南部不動産事業協同組合 代表者 代表理事 富永 巖</p> <p>○指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 66 号】 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック)の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 名張市鴻之台2番町19番地 名 称 三重県南勢地区管理事業共同体 代表者 代表 富永 巖</p> <p>○指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 67 号】 三重県営住宅(東紀州ブロック)の指定管理者の指定について</p>	<p>三重県営住宅(東紀州ブロック)の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、三重県営住宅(東紀州ブロック)の管理を行う指定管理者を指定するものである。</p> <p>○指定管理者 所在地 名張市鴻之台2番町19番地 名 称 三重県南勢地区管理事業共同体 代表者 代表 富永 巖</p> <p>○指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
防災対策部	<p>【報告第 18 号】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)</p>	<p>令和5年5月30日桑名市清竹の丘地内において発生した地域防災推進課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 269,500円</p>
医療保健部	<p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)</p>	<p>令和5年7月4日津市白山町地内の県道亀山白山線において発生した津保健所(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 32,548円</p>
県土整備部	<p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)</p>	<p>令和5年8月28日伊賀市四十九町地内の駐車場において発生した伊賀建設事務所(建築開発室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 426,800円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部	<p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)</p> <p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)</p> <p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)</p>	<p>令和4年7月27日津市久居明神町地内の駐車場において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 83,000円</p> <p>令和5年3月23日志摩市阿児町神明地内の駐車場において発生した鳥羽警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 129,041円</p> <p>令和5年3月31日桑名市寿町地内の駐車場において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 391,094円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和5年7月3日尾鷲市古戸町地内の駐車場において発生した尾鷲警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 327,887円
県土整備部	【報告第 19 号】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理 瑕疵による損害賠償につい て)	令和5年6月2日伊賀市安場地内の国道368号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 15,107円
	専決処分の報告について (県管理道路における県の管理 瑕疵による損害賠償につい て)	令和5年6月2日四日市市東坂部町地内の県道小牧小杉線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 48,498円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>専決処分の報告について (県管理道路における県の管理 瑕疵による損害賠償につい て)</p>	<p>令和5年6月12日四日市市山田町地内の県道小林鹿間線に おいて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 3,663円</p>
<p>警察本部</p>	<p>【報告第 20 号】 議会の議決すべき事件以外 の契約等について</p>	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】 新運転者管理システム用事務処理端末、プ リンタ、サーバ等機器賃貸借(保守付)</p> <p>【契約金額】 400,862,880円</p> <p>【履行場所】 警察本部交通部運転免許センター 及び18警察署</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都千代田区丸の内三丁目4-1 株式会社JECC 営業統括本部長 飯倉 義一</p> <p>【契約締結の年月日】 令和5年10月26日から</p> <p>【契約の期間】 令和5年10月26日から 令和12年12月31日まで</p>

令和5年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その9)

区 分	件 名	概 要				
◎予算 総務部 (9件)	【議案第 68 号】令和5年度三重県一般会計補正予算(第5号) (補正額 約24億円) 【議案第 69 号】令和5年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約31万円) 【議案第 70 号】令和5年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約12万円) 【議案第 71 号】令和5年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約1,800万円) 【議案第 72 号】令和5年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約42万円) 【議案第 73 号】令和5年度三重県水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約1,200万円) 【議案第 74 号】令和5年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約810万円) 【議案第 75 号】令和5年度三重県病院事業会計補正予算(第2号) (補正額 約3,300万円) 【議案第 76 号】令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第2号) (補正額 約140万円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 条 所 認 報 提 計</td> <td style="padding: 5px;">算 案 他 議 案 定 告 出 計</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">9 件 5 件 件 件 件 件 14 件</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: middle;">} 議案14件</td> </tr> </table>	予 条 所 認 報 提 計	算 案 他 議 案 定 告 出 計	9 件 5 件 件 件 件 件 14 件	} 議案14件
予 条 所 認 報 提 計	算 案 他 議 案 定 告 出 計	9 件 5 件 件 件 件 件 14 件	} 議案14件			

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (5件) 総務部	【議案第 77 号】 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案	特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものである。 (公布の日(一部令和6年4月1日)から施行) (改正内容) ・ 特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の340(現行100分の330)に改める。
総務部	【議案第 78 号】 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月13日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日(一部令和6年4月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 一般職に属する職員の給料月額を改定する。 (2) 一般職に属する職員の初任給調整手当について、医師及び歯科医師に係る上限額を369,500円(現行368,800円)に、獣医師に係る上限額を50,000円(現行30,000円)に、獣医師に係る支給期間を15年(現行12年)に改める。 (3) 一般職に属する職員の期末手当について年間支給割合を100分の245(現行100分の240)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の205(現行100分の200)に改める。
総務部	【議案第 79 号】 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	地方自治法の一部改正等に鑑み、勤勉手当の規定を設ける等の改正を行うものである。 (公布の日及び令和6年4月1日から施行) (改正内容) (1) 題名を「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。 (2) 会計年度任用職員の期末手当について、年間支給割合を100分の245(現行100分の240)に改める。 (3) 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、年間支給割合を100分の205とする。 (4) その他規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【議案第 80 号】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する令和5年10月13日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日(一部令和6年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公立学校職員の給料月額を改定する。 (2) 公立学校職員の期末手当について年間支給割合を100分の245(現行100分の240)に、勤勉手当について年間支給割合を100分の205(現行100分の200)に改める。
教育委員会	<p>【議案第 81 号】 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法の一部改正等に鑑み、勤勉手当の規定を設ける等の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日及び令和6年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 題名を「公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。 (2) 公立学校の会計年度任用職員の期末手当について、年間支給割合を100分の245(現行100分の240)に改める。 (3) 公立学校の会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、年間支給割合を100分の205とする。 (4) その他規定を整備する。

令和5年第2回 定例会日程

月 日	曜	日 程		備 考
11月 15日	水	委員会	予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
16日	木	休 会		
17日	金	休 会		
18日	土			
19日	日			
20日	月	休 会		
21日	火	休 会		
22日	水	本会議	採決 議案上程(11月定例会月会議)	代表者会議 議案聴取会 議会運営委員会
23日	木		(勤労感謝の日)	
24日	金	休 会		
25日	土			
26日	日			
27日	月	休 会		
28日	火	本会議	議案質疑	議会運営委員会
29日	水	休 会		
30日	木	本会議	一般質問	
12月 1日	金	休 会		
2日	土			
3日	日			
4日	月	本会議	一般質問	
5日	火	休 会		
6日	水	本会議	一般質問	
7日	木	委員会	予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
8日	金	委員会	予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
9日	土			
10日	日			
11日	月	委員会	付託議案審査〔政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、 医療保健 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
12日	火	委員会	付託議案審査〔総務地域連携交通、環境生活農林水産、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
13日	水	委員会	付託議案審査〔政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、 医療保健 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
14日	木	委員会	付託議案審査〔総務地域連携交通、環境生活農林水産、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
15日	金	委員会	(常任委員会予備日)教育警察常任委員会	
16日	土			
17日	日			
18日	月	休 会	(委員会等予備日)	
19日	火	委員会	予算決算常任委員会(採決)	
20日	水	休 会		代表者会議 議会運営委員会
21日	木	本会議	閉会(採決)	

※請願陳情の受理

・11月22日(水) 午後5時

※文書による質問ができる期間

・10月21日(土)～11月21日(火)

令和 5 年第 2 回定例会 11 月定例会議 議案聴取会日程(案)

- 1 開催年月日 令和 5 年 11 月 22 日 (水)
本会議散会後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順

所 管 名	議案	報告	提出
総務部	○		
政策企画部	○		
警察本部	○	○	
病院事業庁	○		
企業庁	○		
地域連携・交通部	○		
防災対策部	○	○	
医療保健部	○	○	
子ども・福祉部	○		
環境生活部	○		
農林水産部	○		
雇用経済部	○		
観光部	○		
県土整備部	○	○	
教育委員会	○		
部外	○		

※部外 人事委員会事務局、監査委員事務局、出納局、
議会事務局

質問者一覧表(案)

令和5年第2回定例会(11月定例会会議)

月 日(曜)	質問区分	順序・氏名(会派)				
		1	2	3	4	5
11月30日(木)	一般質問	議員 (草莽)	議員 (公明党又は 日本共産党)	議員 (公明党又は 日本共産党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)
		1	2	3	4	
12月4日(月)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	
		1	2	3	4	
12月6日(水)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)		
		1	2	3		

(参考) ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度

・関連質問

新政みえ	7回	自由民主党	6回	草莽	2回
公明党	1回	日本共産党	1回	草の根運動いが	1回

請願の処理経過及び結果の報告

○ 令和4年定例会9月定例会議で採択された請願

- ・ 誰もが、家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる教育環境整備、三重県独自のさらなる学級編制基準および教職員配置基準の改善をすすめることにより、すべての子どもたちが大切にされる安全・安心の三重の教育の実現を求めることについて

○ 令和5年第2回定例会9月定例会議で採択された請願

- ・ 伊賀市阿波地区における産業廃棄物最終処分場の開発計画に対する慎重な審査を求めることについて
- ・ 客引き等防止条例の制定を求めることについて
- ・ 県独自の学級編成基準および教職員配置基準のさらなる改善と教職員の欠員や不補充を解消し、確実な配置を求めることについて

意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

12月14日（木）午後5時まで

1 1 月 2 2 日の議事予定

代表者会議

開 議
諸報告

- ・ 予算決算常任委員会審査報告書（認定議案）の提出について
- ・ 議案等の配付について
- ・ 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料の配付について
- ・ 定期監査結果報告書の配付について
- ・ 例月出納検査報告書並びに請願・陳情処理経過一覧表の配付について

日程第 1 認定第 6 号から認定第 1 7 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第 2 議案第 3 1 号から議案第 8 1 号まで
〔提案説明〕

休会の件
散 会

議案聴取会
議会運営委員会
予算決算常任委員会理事会
広聴広報会議

電子採決の実施について（案）

電子採決の使用に向けて検討が必要な事項

- 1 電子採決を用いる採決の範囲
- 2 採決方法の見直し
- 3 電子採決の手順、議長の口述及びスクリーンへの表示
- 4 ホームページと会議録の掲載方法
- 5 会議規則の改正

1 電子採決を用いる採決の範囲

（現在の対応）

- ・ 会議規則第 62 条では、表決の方法について、起立又は投票から議長が選用するとされており、正副議長選挙、口頭による簡易採決を除く採決は、議会運営委員会で確認したうえで、起立採決を行っている。

（電子採決の使用）

- ・ 現在起立により行っている採決は、基本的には電子採決で行うこととし、これまでと同様に議会運営委員会で確認したうえで行う。
- ・ 議会としての意思を強く表明したい決議の採決など、特に起立採決を選用したい場合は、その都度議会運営委員会で協議のうえ、表決の方法を決定する。

2 採決方法の見直し

（1）見直しの必要性

- ・ 電子採決を使用することにより、傍聴者やインターネット中継を見ている方にとって議員別の賛否がわかりやすくなるなどのメリットがある一方、採決に要する時間が少し長くなること、押し間違いが発生する可能性があることなどのデメリットがある。
- ・ 時間短縮及び採決の簡明化による押し間違いの防止に向けた検討が必要である。

（2）見直しの内容

- ・ 請願について、委員会の決定が不採択の場合、不採択に賛成を諮り、否決されたら再度採択に賛成を諮っているが、委員会の決定が不採択であっても、議長が委員会の決定を述べたうえで、採択に賛成を諮るようにする。
- ・ 議案、認定についても、過去の例では同様に委員会の決定に対する賛否を諮っていたが、請願同様、原案を可とすることを諮るようにする。

(3) 見直しの理由

① 請願について

- ・採決がわかりやすくなるうえ、不採択が否決された場合に再度諮る必要がなく、時間が短縮できる。また、押し間違いを防ぐ効果が期待できる。(都道府県議会で唯一電子採決を使用している長崎県も、電子採決の使用開始時に、採択に賛成を諮るほうへと採決方法を変更している。)
- ・これまで不採択に賛成を諮ってきたが、可とするほうを諮ることを原則とする見解があり、愛知県、大阪府など、委員会の決定が不採択であっても採択に賛成を諮っている府県は多数ある。
- ・全国都道府県議会議長会に問い合わせたところ、委員会の決定によらず採択に賛成を諮るほうが望ましいとの回答だった。(同会が発行している議事次第書及び書式例においてもこの流れで記載されている。)

② 議案、認定について

- ・請願と同様の見直しを行う。

3 電子採決の手順、議長の口述及びスクリーンへの表示

資料 9-2 のとおり

4 ホームページと会議録の掲載方法

(現在の方法)

- ・ホームページに議決結果と賛成、反対それぞれの数と併せて、賛成を○、反対を×等、個人別の賛否の状況を掲載している。
- ・会議録には、議長の口述のとおり(起立全員、起立多数、起立少数により可決又は否決等)に掲載しているほか、目次に〔可決〕〔否決〕等、結果を掲載している。

(電子採決を使用する場合)

- ・これまでと同様の方法とする。なお、議長の口述のとおり掲載するため、起立全員、起立多数、起立少数に代わり、賛否の数が掲載される。

5 会議規則の改正

資料 9-3 のとおり

電子採決の手順、議長の口述及びスクリーンへの表示 (① 議案)

場面	議長口述等	議員の操作	スクリーン
採決の宣告	これより、採決に入ります。	—	議場の様子のまま
採決方法の宣告	採決は〇回に分け、押しボタン式投票により行います。	—	
採決する案件の宣告	(まず、又は次に) 議案第〇号 (から議案第〇号までの〇件) を (一括して) 採決いたします。	※退席又は除斥の場合は、案件の宣告前に退場	
委員会の結果報告	<p>【委員長報告可決の場合】 本案に対する委員長の報告は (いずれも) 可決であります。</p> <p>【委員長報告否決の場合】 本案に対する委員長の報告は (いずれも) 否決であります。原案について採決いたします。</p>	—	
投票開始の宣告	<p>【委員長報告可決の場合】 本案を (いずれも) 委員長の報告どおり決定することについて投票願います。</p> <p>【委員長報告否決の場合】 本案を (いずれも) 原案のとおり決定することについて投票願います。</p>		
投票中	押し間違いはございませんか。	<p>押したボタンが常時点灯になる。</p>	賛成：緑 反対：赤 退席：茶 議長：青 欠席：グレー
投票漏れ確認	投票漏れはございませんか。間もなく投票を終了いたします。	<p>訂正する場合は、正しいボタンを押し直す。</p>	
投票終了の宣告	これにて、投票を終了いたします。	終了宣告後は、押し直しは不可	
投票結果の報告	投票の結果を報告いたします。賛成〇、反対〇 ※数を宣告する。	—	
議決結果の報告	<p>【委員長報告可決の場合】 よって本案は (いずれも) 委員長の報告どおり可決されました。</p> <p>【委員長報告否決の場合】 よって本案は (いずれも) 否決されました。</p>	※退席又は除斥の場合は、結果の報告後に入場	

電子採決の手順、議長の口述及びスクリーンへの表示 (② 請願)

場面	議長口述等	議員の操作	スクリーン
採決の宣告	これより、採決に入ります。	—	議場の様子のまま
採決方法の宣告	採決は〇回に分け、押しボタン式投票により行います。	—	
採決する案件の宣告	(まず、又は次に) 請願第〇号 (から請願第〇号までの〇件) を (一括して) 採決いたします。	※退席又は除斥の場合は、案件の宣告前に退場	
委員会の結果報告 投票開始の宣告	<p>【委員会決定採択の場合】 本件を (いずれも) 委員会の決定どおり採択することについて投票願います。</p> <p>【委員会決定不採択の場合】 本件に対する委員会の決定は (いずれも) 不採択であります。本件を採択することについて投票願います。</p>		
投票中	押し間違いはございませんか。		賛成：緑 反対：赤 退席：茶 議長：青 欠席：グレー
投票漏れ確認	投票漏れはございませんか。間もなく投票を終了いたします。		
投票終了の宣告	これにて、投票を終了いたします。	終了宣告後は、押し直しは不可	
投票結果の報告	投票の結果を報告いたします。賛成〇、反対〇 ※数を宣告する。	—	
議決結果の報告	<p>【委員会決定採択の場合】 よって本件は (いずれも) 委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。</p> <p>【委員会決定不採択の場合】 よって本件は (いずれも) 不採択と (採択) することに決定いたしました。</p>	※退席又は除斥の場合は、結果の報告後に入場	

電子採決の手順、議長の口述及びスクリーンへの表示 (③ 意見書・決議)

場面	議長口述等	議員の操作	スクリーン
採決の宣告	これより、採決に入ります。	—	議場の様子そのまま
採決方法の宣告	採決は〇回に分け、押しボタン式投票により行います。	—	
採決する案件の宣告	(まず、又は次に) 意見書案(決議案)第〇号(から意見書案(決議案)第〇号までの〇件)を一括して採決いたします。	※退席又は除斥の場合は、案件の宣告前に退場	
投票開始の宣告	本案を(いずれも)原案のとおり決定することについて投票願います。		
投票中	押し間違いはございませんか。		賛成：緑 反対：赤 退席：茶 議長：青 欠席：グレー
投票漏れ確認	投票漏れはございませんか。間もなく投票を終了いたします。		
投票終了の宣告	これにて、投票を終了いたします。	終了宣告後は、押し直しは不可	
投票結果の報告	投票の結果を報告いたします。賛成〇、反対〇 ※数を宣告する。	—	
議決結果の報告	【可決の場合】 よって本案は(いずれも)原案のとおり可決されました。 【否決の場合】 よって本案は(いずれも)否決されました。	※退席又は除斥の場合は、結果の報告後に入場	

三重県議会会議規則の改正について

1 改正の理由

三重県議会会議規則第 62 条において、「表決の方法は、起立又は投票とし、議長が選用する。」とされており、さらに第 64 条により投票による表決を、「投票は、無記名とする。ただし、議決によって記名とすることができる。」と定められている。

電子採決は押しボタン式投票となるため、会議規則に押しボタン式投票を追加する必要がある。

また、今回の改正に併せて、第 100 条本会議会議録の配付についても、昨年度に実施した「三重県議会活動計画」の評価にあたって実施したアンケートの結果に合わせ、必ずしも印刷又は CD-R 等を配付しなくても、ホームページへの掲載での提供のみでも可となるよう、改正したい。

2 改正の概要

- ・投票に押しボタン式を追加
- ・押しボタン式投票での行動を規定
- ・簡易採決で異議があった場合の諮り直し的手段に押しボタン式投票を追加
- ・会議録について、印刷により作成した会議録の配付と、電磁的記録の提供（ホームページへの掲載）で足りるように改正

3 三重県議会会議規則の一部改正案

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（表決の方法）</p> <p>第六十二条 表決の方法は、起立又は投票とし、議長が選用する。ただし、議長は、便宜口頭で異議の有無を問い、これに代えることができる。</p> <p>2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、<u>起立又は押しボタン式投票</u>により表決を採らなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（投票による表決）</p> <p>第六十四条 投票は、<u>無記名又は押しボタン式</u>とする。ただし、議決によって記名とすることができる。</p> <p>2 <u>無記名投票及び記名投票に係る投票用紙</u>は、別記の様式による。</p> <p>3 <u>押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする者は議席に取り付けられた賛成ボタンを、問題を否とする者は議席に取り付けられた反対ボタンを押すことによって投票する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（表決の方法）</p> <p>第六十二条 表決の方法は、起立又は投票とし、議長が選用する。ただし、議長は、便宜口頭で異議の有無を問い、これに代えることができる。</p> <p>2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、起立により表決を採らなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（投票による表決）</p> <p>第六十四条 投票は、無記名とする。ただし、議決によって記名とすることができる。</p> <p>2 投票用紙は、別記の様式による。</p>

<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第六十五条 無記名投票又は記名投票による<u>表決を行う場合には、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十七条の規定を準用する。</u></p> <p><u>2 押しボタン式投票による表決を行う場合には、第二十三条、第二十五条第一項及び第二十六条の規定を準用する。</u></p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第六十五条 無記名投票又は記名投票を行う場合には、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十七条の規定を準用する。</p>
<p>(会議録の配付等)</p> <p>第百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。</p>	<p>(会議録の配付)</p> <p>第百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した<u>磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）</u>を作成して、議員及び関係機関に配付する。</p>

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案について

第 1 条例改正の内容

映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により委員が参加できる出席の特例について、委員会を招集する場所に参集することが困難な事情がある場合として、育児、介護その他のやむを得ない事由を追加する等のため、規定を整備するものである。

第 2 施行期日

公布の日から施行する。

議提議案第 号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和五年 月 日

提出者 議会運営委員長 石田 成生

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一条～第十四条（略）</p> <p>第十四条の二（出席の特例）</p> <p>第十五条～第二十九条（略）</p> <p>附則</p> <p>（出席の特例）</p> <p>第十四条の二 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態の発生若しくは育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集する場所に参加することが困難な委員があるとき、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一条～第十四条（略）</p> <p>第十五条～第二十九条（略）</p> <p>附則</p> <p>（出席の特例）</p> <p>第十四条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参加することが困難な委員があるとき、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2・3（略）</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員会の出席の特例について、委員が委員会を招集する場所に参集することが困難な事由として、育児、介護その他のやむを得ない事由を追加する等のため規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

映像及び音声の送受信（オンライン）による委員会参加に関する申合せ事項
新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>1 オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、原則として委員会の前日の正午までに委員長に申し出る。 <u>なお、申出にあたっては、参集して参加することが原則であることを考慮し十分に検討した上で行うよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>委員長は、三重県議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）第14条の2第2項の規定によりオンラインによる参加の許可を行う場合は、参集することが困難であるやむを得ない事由の申出内容を聞き取った上で慎重に判断を行うものとする。</u></p> <p>3 オンラインによる会議は、ソフトウェア（Zoom）を使用することとし、委員自身のパソコン等の端末を使用する場合には、通信費は委員自身の負担とする。 委員自身のパソコン等を使用することができない場合は、議会所有のタブレットを使用する。</p> <p>4 オンラインにより委員会に参加する委員は、会議中に映像及び音声途切れることがないように、良好な通信環境の確保に努めるとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる。 なお、オンラインにより委員会に参加する委員の映像及び音声を確認できない状態となった場合は、その委員は不在として取り扱う。 また、オンラインにより参考人からの聴取を行うに際し、映像及び音声を確認できない状態となった場合は、聴取の継続又は中止に関する判断は、委員長が行う。</p>	<p>1 オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、原則として委員会の前日の正午までに委員長に申し出る。</p> <p>2 オンラインによる会議は、ソフトウェア（Zoom又はWebex Meetings）を使用することとし、委員自身のパソコン等の端末を使用する場合には、通信費は委員自身の負担とする。 委員自身のパソコン等を使用することができない場合は、議会所有のタブレットを使用する。</p> <p>3 オンラインにより委員会に参加する委員は、会議中に映像及び音声途切れることがないように、良好な通信環境の確保に努めるとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる。 なお、オンラインにより委員会に参加する委員の映像及び音声を確認できない状態となった場合は、その委員は不在として取り扱う。 また、オンラインにより事実上の参考人からの聴取を行うに際し、映像及び音声を確認できない状態となった場合は、聴取の継続又は中止に関する判断は、委員長が行う。</p>

改正後	改正前
<p><u>5</u> 委員長は、オンラインによる参加を許可した委員が継続的に委員会の審査又は調査に専念できない状態にあると判断した場合は、当該委員に委員会の審査又は調査に専念するよう注意を行い、当該委員が従わない場合は、通話を中止することができる。</p> <p><u>6</u> オンラインにより委員会に参加する委員は、委員会の開催30分前までに<u>通信状況の確認を行うこと</u>とし、映像及び音声を送受信することに支障がないと判断される場合に、委員長はオンラインによる委員会への参加を許可する。</p> <p><u>7～9</u> (略)</p>	<p><u>4</u> オンラインにより委員会に参加する委員は、委員会の開催30分前までに<u>2の方法により通信状況の確認を行うこと</u>とし、映像及び音声を送受信することに支障がないと判断される場合に、委員長はオンラインによる委員会への参加を許可する。</p> <p><u>5～7</u> (略)</p>